

# 新得町の子ども発達支援について

平成25年4月

新得町児童保育課

# 1 . 現状と課題

( 1 ) 概 要 . . . . . p 1 ~ p 3

( 2 ) 個別事業毎の課題 . . . . . p 4 ~ p 1 1

# 2 . 課題解決に向けた新たな体制整備及び 関係機関等とのネットワーク・連携の構築

. . . . . p 1 2 ~ p 1 9

# 1 . 現状と課題

## 【概 要】

### ( 1 ) これまでの経過及び現状

子ども発達支援事業は、平成16年10月に制定された北海道子ども未来づくり条例を基本に進めている。また、本事業の実施主体は親子にとって最も身近な市町村で行うこととなっています。

本町の取組体制は、平成17年度社会福祉法人帯広福祉協会つつじヶ丘学園と発達支援アドバイザーの委託契約を締結して、幼稚園・保育所(園)での巡回訪問支援を実施したのが始まりであり、平成18年には、新得幼稚園を子ども発達支援センターと指定し拠点としたが、平成19年には、新得ことばの教室に移し、また、平成22年からは子どもセンターなかよしを事業の拠点として進めています。

#### 職員体制及び事業について

発達支援センターの職員体制は、平成23年度から準職員1名、臨時職員2名の計3名体制で行っています。

現在行っている主な事業は、

個別療育(のびのび教室)

健診時の発達相談

所属所、親子遊び教室への訪問支援

小集団支援(さくらんぼ教室・いちご教室) などを実施しています。

発達支援センターでは、現在小学校1年生までの療育を行っており、療育を要する児童の把握方法として、行動観察だけでは把握できないため、一手法として、就学前の児童については、「K式発達幼児検査2001」、小学生以上については「WISC-」を用いての検査(評価)をつつじヶ丘が実施し、保護者や幼稚園・保育所(園)の保育士の情報等を基に把握を行い、療育内容のアドバイスを行っています。したがって、専門性を要する検査(評価)を行える職員は現状では、いない状況にあります。

その後、体制を整備し、「なかよしひろば」への訪問支援の回数増加及び小集団支援や各保育施設における保育士と保護者の連携等による早期発見が徐々に改善されつつありますが、更なる全町的課題である、あるゆる機会をとおしての早期発見・早期支援、幼児期から将来の就労に向けてのライフステージの支援、関係機関毎に継続した支援の確保、また、学校を含めた特別支援教育の連携等の円滑化が進んでいない現状にあります。

### ( 2 ) 課 題

本町の発達支援の課題は、早期発見・早期支援の充実 幼児期から将来の就労に向けてのライフステージへの支援 関係機関毎に継続した支援の確保、また、学校を含めた特別支援教育の連携等の円滑化です。これらの課題を解決するためには、まず、妊娠期から出生、乳幼児期、学齢期、成人期に至るまで、継続して支援を受けられる体制(システム)づくりの構築を行う必要があります。

庁内の連携及び町内の各関係機関とのネットワークの整備、職員のスキルアップのみならず、気になる子を含め、支援を必要としている子どもの増加に伴い、保育士では専門性を持ち合わせていないため、専門的な知識を持った人材を発達支援の核となる専門員として配置し、幼児期・小・中・高校生の支援を行える体制づくりを整備し実行していくことが求められています。

## 参 考

### 子ども発達支援事業の取り組み（事業の根拠）

『北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例（北海道未来づくり条例H16.10）』

#### 第1条（目的）

この条例は ~ 安心して子どもを生み育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長できる環境を整備し、もって子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現に資することを目的とする。

### 発達支援の取組体制

- 平成17年度 (社)帯広福祉会つつじヶ丘学園との委託契約（発達支援アドバイザー派遣）  
所属所訪問支援の実施
- 平成18年度 新得幼稚園を子ども発達支援センターに指定（拠点づくり）
- 平成19年度 新得ことばの教室へ移行
- 平成22年度 なかよし子育て支援センター（子育ての拠点）  
子ども発達支援センター（療育の拠点）

### 子ども発達支援センターの設置

#### 第1条（設置）

障がい児及び発達に支援の必要な児童に対し、専門的な相談、指導、療育等を行い、その心身の発達を総合的に支援するため、子ども発達支援センターを設置

### 発達支援の3つのポイント

ア 『気づく』（把握）    イ 『支える』（支援）    ウ 『繋がる』（連携）

特に学齢期及び成年期については、これまで関係する機関と十分な連携には至っていない現状から、平成20年に報告された「北海道の報告書」を参考にしながら、本町の現状と課題及び今後の取り組みについて取りまとめています。



## 【個別事業毎の課題】

### 乳幼児期について

#### 1 乳幼児期の気づき

##### (1) 現 状

事業名	トコトコひろば及びカンガルーひろばへの参加
1 目的	親子ひろばに参加している母子の様子を見学するとともに、親からの子育て等に関する相談に対応する。
2 対象児	トコトコひろば：1歳児～2歳児 カンガルーひろば：2歳児～3歳児
3 場 所	子育て支援センターなかよし

事業名	1歳6カ月児健診及び3歳児健診への参加
1 目的	子どもの成長過程で、発達に心配のある子どもを保健師等と連携を図り、早期に発見し発達相談を実施する。
2 対象児	1歳6カ月児及び3歳児
3 場 所	保健福祉センターなごみ

##### (2) 課 題

- ア) 「トコトコひろば及びカンガルーひろばへの参加」について、今後、参加の仕方(方法)を検討するとともに、発達支援センターの役割等について広く町民にPRし認知度を高める必要がある。
- イ) 「1歳6カ月児健診及び3歳児健診への参加」については、健診場面の短時間で母子の状況を全て確認することは困難であり、早期発見という観点から専門的な支援者である『発達支援アドバイザー』の存在が不可欠である。
- ウ) 親子支援は、より多くの経験が必要であり、そのための体制づくりや職員のスキルアップのための研修が必要である。

## 2 乳幼児期の支え

### (1) 現 状

事業名	個別療育「のびのび教室」
1 目的	発達が気になる子ども等に対して、一人ひとりに応じた指導を行い、本教室(個別)で学んだことを集団に生かしていくことを目的とする。
2 対象児	幼児～小学1年生
3 場所	子ども発達支援センター(新得小学校通級指導教室内) 屈足かしわ児童館
<p>【経過】</p> <p>平成19年「ことばの教室」にて療育を開始。平成22年には正式に「ことばの教室」を通級指導教室としたことから、幼児から小学1年生までを発達支援センターが療育することとなり、「のびのび教室」と名称を変更して現在に至っている。</p>	

事業名	小集団支援「いちご教室」・「さくらんぼ教室」	
1 目的	発達や育児等で支援が必要と思われる幼児及び保護者に対して、個々に応じた遊びの提供・育児相談などの支援サービスを提供することにより、子どもの発達に資することを目的とする。	
	いちご教室	さくらんぼ教室
2 対象児	1歳児～2歳児	2歳児～3歳児
3 定員	4組	4組
4 場所	子ども発達支援センター	
教室開始	平成22年度	平成21年度

### (2) 課 題

- ア) 個別療育の「のびのび教室」では、小学1年生までの療育の枠を今後どの様にしていくのがよいか検討が必要である。
- イ) また、専門性が不足していることから、療育のスキルアップ(職員研修、プログラムの充実等)が必要であるとともに、専門技術者の配置が求められる。
- ウ) 小集団支援「いちご教室」の対象となる『ひろば』未登録者(在宅者)等の親子支援は、子育て支援と発達支援とで連携を図りながら実施することが必要である。
- エ) 健診が未受診、様々な理由から集団に入ることを難しいと考えている保護者のケースなどは、個別の対応が必要である。  
個別対応に関しては、ケース会議による具体的対応(支援)、保健師との同行訪問の実施等を充実する必要がある。

### 3 乳幼児期の連携

#### (1) 現 状

事業名	オレンジ会議（発達支援・子育て支援・保健師との連携会議）
1 目的	各所で行っている事業の把握と気になる家庭や子どもの様子を共有し、必要に応じた支援を検討するとともに、子どもに関する情報交換を行うことを目的とする。
2 日時	毎月1回（金曜日午後）
3 場所	保健福祉センターなごみ

事業名	相談支援
1 目的	子どもの育てにくさや養育上の大変さを理解し分かち合う中で、子どもへの向き合い方が楽しくなるような支援を行う。 また、関係機関（保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校・高校）に対する支援内容等の情報提供を行う。
2 内容	親の心情に近づき、その時点での最善の支援方策により親に寄り添う。 保護者との面談や子どもの様子の確認等を行い、必要と思われる支援の進めや関係機関を招集しケース会議等を実施している。 困難例に関しては、発達支援アドバイザーの参画や発達の確認を行うなど対応支援を検討する。

事業名	所属所訪問（巡回療育相談）
1 目的	各所属所で把握された発達に心配のある子どもの様子を観察するとともに、子どもの状況・発達段階を多角検証し、支援に従事する保育士に対して助言及び支援や関わり方法を合同で協議・検討することを目的とする。
2 対象	新得幼稚園・新得保育所・屈足保育園（月1回） なかよし児童館・かしわ児童クラブ・小学校等（要望に応じて）

事業名	ケース会議
1 目的	地域の療育体制に対する要求の集約調整、療育機関間の協議調整機能の場並びに個別ケース検討を行うとともに、家庭、保育所や幼稚園、学校、保健師、発達支援センターの役割分担を明確にすることを目的とする。
2 日時	随時



事業名	のびのび教室親の会
1 目的	茶話会・研修会等の活動を通じて、交流や情報交換を行うことで保護者同士の親睦を図ることを目的とする。
2 日時	年3回

## (2) 課題

- ア) 相談支援については、敷居の高さをなくし、相談しやすい環境づくりが必要である。
- イ) 発達支援センターの存在は、まだまだ知られていないため、より一層町民にPRする必要があること。
- ウ) 発達相談の目的や各役割を整理する必要がある。  
発達相談の活用の仕方、発達支援センター・所属所等の各役割、機  
関連携など
- エ) 所属所訪問は、現在は発達支援センター職員1名(困難事例除く)により実施しているが、多職種の目により確認・観察を行う方が精度向上に繋がる。このことから、発達支援を理解する心理士等の配置が望まれる。
- オ) ケース会議について、内容によっては、児童保育課のみでは処理(対応)できないケースが多く、保健福祉課や学校教育課等各部署の専門性等が不可欠であることから、今後、より一層の連携が必要である。
- カ) ケース会議を実施しても、その後の結果・評価に繋がっていない。また、誰がリーダーシップを取るのかが明確となっていない。その場だけのものになってしまっている。町全体をコーディネートする機関(人材)が不可欠である。
- キ) 本人・家族等が社会資源に繋がるのが重要であることから、資源の周知及びPRを充実させる必要がある。
- ク) 幼児期の支援での最後の課題が、就学の問題であり、保護者にとっては、最も悩み、迷う可能性がある。  
 幼児期からの支援を、次のステップである小学校に繋げるかということであり、単に申し送りをするだけではなく、家族を交えた支援プランの検討会議等が行なえるようになることが望ましい。そのための障壁をどう取り除くかが課題である。

## 学齡期について

### (1) 課題(一部再掲)

- ア) ケース会議について、内容によっては、児童保育課のみでは処理(対応)できないケースが多く、保健福祉課や学校教育課等各部署の専門性等が不可欠であることから、今後、より一層の連携が必要である。
- イ) ケース会議を実施しても、その後の結果・評価に繋がっていない。また、誰がリーダーシップを取るのかが明確となっていない。その場だけのものになってしまっている。町全体をコーディネートする機関(人材)が不可欠である。
- ウ) 本人・家族等が社会資源に繋がることが重要であることから、資源の周知及びPRを充実させる必要がある。
- エ) 小・中・高等学校における発達支援センターの役割を明確にするとともに、学校機関との連携強化の充実に努める必要がある。

### 【参 考】

【北海道の報告書を参考】

## 1 学齡期の気づき

### (1) 現 状

当事者の実態を調査した結果から、65%以上の児童が、三歳児健診では発達の状態に関して指摘がなく、発達の遅れが気づかれず、入学後初めて気づく結果。

支援者の実態を調査した結果では、通常の学校において発達支援の実態把握を行っている割合は、小学校84.9%、中学校83.9%、高等学校79.7%。

実態把握した結果では、保護者へ「ほとんどの場合伝えている」と答えた割合は、小学校36.4%、中学校26.0%、高校21.0%と、学年が高くなるにつれ伝えていく割合が低くなる。

### (2) 課 題

以上のような現状から、次のような学齡期の気づきの課題があげられる。

#### 保護者の気づきと診断時のタイムラグを考慮した告知

保護者の心情を理解した告知

#### 診断(告知)と支援の一体化

診断後の体制が十分に機能していない面があると考えられる。

#### 学校における実態把握の向上

小中高いずれも8割近く若しくは8割以上の割合で実態把握を行っている。しかし、発達支援に対する理解が不十分な教員も多く見られる。

教職員の発達支援に対する理解を図ることも大きな課題。

## 2 学齢期の支え

### (1) 現 状

発達支援に特化した工夫について、「十分に工夫して実施」は小・中学校で15%程度、高等学校においては6%弱の回答。

### (2) 課 題

- ・支援実践における重要な点は、「支援の効果・結果」とその検証に必要な「評価」であり、「評価」の視点が課題。
- ・学校内外の支援者の連携は必須。
- ・診断名の周知は十分な支援体制が整っていることが前提。

## 3 学齢期の連携

### (1) 現 状

当事者実態・機関調査から、

#### 学校生活支援の他機関連携

学校生活支援の他機関連携において、総じて、「連携している」が高かった。

#### 生活支援の他機関連携

「連携している」が、小学校通常学級34.5%、中学校通常学級38.2%、高等学校24.1%である。また、小学校の特別支援学級では64.5%、中学校の特別支援学級では65.3%である。特別支援学校は82.8～100%である。

連携内容のトップは、いずれも「対人スキル」である。

### (2) 課 題

- ・連携を密にする中で機関同士の役割分担を明確にする必要がある。
- ・保護者同席の引き継ぎのあり方について検討。
- ・伝えられる情報が限定される場合がある。
- ・相談する場所についての見当がつかない。

## 成年期について

### 【参 考】

【北海道の報告書参考】

### 成年期における発達支援の現状

発達支援を必要としている方の就労では、療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者と手帳を取得していない者、取得できない者等により、雇用の機会や利用できるサービスに差がある。

当事者の悩みの多くは、安定した就労の場を確保することが非常に難しい。

就職の方法や相談場所の情報が少ない一方、繋がっていない人々の事情には、成年期に至って、就職できないことや対人関係の歪で悩み、自分の状態を知る人々も少なくないのが現状。

### 課 題

出生後、早い時期に診断を受け必要な支援を受けた人と成年期において初めて診断された人では、支援を受けたいというニーズも内容も異なり、支援の方法・メニューも支援を行う機関も多岐に亘っていることから、診断時期により支援機関の差が生ずる。

## 1 成年期の気づき

### (1) 現 状

診断時期では、高校期・高校期以降の成人期に近づいてからの診断も多い。

共通して、判断の難しさ、専門的知識の不足、情報不足、支援体制の問題が挙げられた。

### (2) 課 題

- ・本人や家族の気づき・理解の問題の指摘が多い。
  - ・気づきと支援のタイミングを近づけるような方策や、本人・家族の気づきに対する支援が欠かせない。
- また、「早期対応が基本」、「早期療育体制の構築と乳幼児期から成人期までの一貫した相談機関の活用」という意見あり。
- ・総合的に研修等での知識・理解を含むスキルアップ、機関同士の連携、保護者との連携等が共通課題。

## 2 成年期の支え

### (1) 現 状

一貫した支援体制整備の必要性が窺える結果。

### (2) 課 題

- ・発達支援を必要としている方に対する相談やカウンセリングの「質」と「量」の整備が必要。
- ・本人に対しての「質」の支えとしては、「告知」から「発達支援の理解」、「自己認知」までを誰がどのように支えていくのかという課題。
- ・本人・家族がその状態と向き合っていくために導くものと、それを受ける機関が的確に対応できる専門性を身につけ、行動できるようになっていくことが必要。

## 3 成年期の連携

### (1) 現 状

「継続的な発達支援の必要性」のある生徒（利用者）の学校（事業所）内支援のため、どのような機関と連携しているかについては、回答内容から、広範な機関との連携が見られ、必要に応じ、必要な機関との連携を図りながら支援を行っている。

## （２）課 題

- ・ 幼児から大人までの一貫した体制のなさ、専門機関の役割分担と連携などが保障できる地域体制づくり等が必要。
- ・ 「利用される側＝サービスを提供する側」において、必要に応じて連携を行っているようであるが、利用する側からみれば、利用する機関同士の連携が取れていない、取れていても役割分担ができていないために利用しにくいという状態が窺える。